

2016年9月22日、安全保障理事会第7775回会合にて採択

安全保障理事会は、

あらゆる形態および表現におけるテロリズムは、国際の平和および安全に対する最も重大な脅威の一つを構成すること並びにテロリズムのどんな行為も、その動機、何時、何処でまた誰により犯されたものかにかかわらず犯罪でありまた正当化できないことを再確認し、そして地球規模レベルでこの悩みの種と闘う全体的な取組の有効性を高めることに対して更に貢献する決意を残し、

テロリズムの脅威が、世界の様々な地域における、不寛容または暴力的な過激主義により動機付けられたものを含む、テロ行為の増加と共に、より拡散してきていることに懸念をもって留意し、そしてこの脅威と闘う安保理の決意を表明し、

国際連合憲章に従った、全ての国家の、国家領域上の空域についての主権を含む、主権、領土保全および政治的独立に対する安保理の公約を再確認し、

経済的発展と繁栄に対する世界的な航空システムの、および安定したまた平和的な地球環境を守るための航空安全措置を強化している全ての国家の、必要不可欠な重要性を認識し、そしてこれに関連した安全な航空サービスは、国家間の輸送、接続性、貿易、政治的および文化的結び付きを高めること、また航空機による輸送の安全における一般の信頼が極めて重要であることを更に認識し、

国家が共通の安全な航空環境を提供するため互いに依存していることを意味する、これに関連した国際社会の共通の目標を念頭に置きつつ、国家が、自らの市民や国民並びに自らの国の安全の関連する側面の保護のために互いの航空安全システムの有効性に依存している航空手段の地球規模の性質に留意し、

テロリスト集団が、相当な生命の損失、経済的損害および国家間の接続性に対する分断を引き起こすことを目的とした魅力的な標的として民間航空を見続けていること、そして民間航空に対するテロ攻

撃のリスクが、全ての地域と加盟国に影響する可能性があることに懸念を表明し、

民間航空に対するテロ攻撃について深刻な懸念を表明しそしてそのような攻撃を強く非難し、

民間航空が、外国人テロ戦闘員による輸送手段として用いられる可能性があることにまた懸念を表明し、そして 1944 年 12 月 7 日にシカゴで結ばれた、国際民間航空に関する条約（シカゴ条約）の付属書 9（出入国簡易化）は、民間航空に関するテロリストの脅威の探知と予防に関連する基準と推奨手順を含んでいることをこれに関連して留意し、

国際テロリズムのあらゆる行為のような、民間航空に対するテロ攻撃は、国際の平和および安全に対する脅威を構成すること、そしてテロリズムのどんな行為も、その動機、何時、何処でまた誰により犯されたものかにかかわらず犯罪でありまた正当化できないことを再確認し、また国際連合憲章およびその他の国際法、とりわけ国際人権法、国際難民法並びに国際人道法に従って、テロ行為により引き起こされた国際の平和および安全に対する脅威に対しあらゆる手段により闘う必要性を再確認し、

テロリスト集団が理解するギャップや弱点を特定しまた探究することを調べつつ、テロリスト集団が、航空の安全を打ち破るかまたは巧みに回避する方法を積極的に探し求めていることに特に懸念を表明し、これに関連して国際民間航空機関（ICAO）のグローバル・リスク・コンテキスト・ステートメントにおいて、その理事会により特定された航空の最優先のリスク分野に留意し、そしてこの脅威の進展と同じペースを保つ国際的な航空安全措施の必要性を強調し、

国家によるその実施を監視しつつ、国際的な航空の安全基準を策定することについて責任を有する国際連合機構としての国際民間航空機関（ICAO）の役割を、またこれらの基準を遵守している国家を支援することにおけるその役割を肯定し、ICAO の「どの国も置き去りにしない」活動にこれに関連して留意し、そしてその両方が、その航空の安全計画を実施する同機構にとって指導力と関与の主要な文書となっている、2010 年の ICAO 総会の第 37 会期における航空の安全に関する宣言と ICAO の包括的航空安全戦略の採択にまた留意し、そして漸進的な航空の安全の向上のための将来の世界的枠組としての世界的な航空の安全計画を策定する意図に留意し、

不法な妨害の行為からの民間航空の保護は、航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する

条約（東京、1963年）により、航空機の不法な奪取の防止に関する条約（ハーグ、1970年）により、民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約（モントリオール、1971年）により、民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書（モントリオール、1988年）により、可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約（モントリオール、1991年）により、国際民間航空についての不法な行為の防止に関する条約（北京、2010年）により、航空機の不法な奪取の防止に関する条約を補足する議定書（北京、2010年）により、航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約を修正する議定書（モントリオール、2014年）によりそしてそのような行為を防止するための二国間協定により、対処されていることに留意し、

全ての国家が、当該問題に関する地域的条約の当事国であろうとなかろうと、可及的速やかに関連する国際的なテロ対策条約や議定書の当事国になり、そして自国が当事国であるもの下での自らの義務を十分に実施するという安保理の呼びかけを再確認し、

1. 全ての国家が、国際法の下での既存の義務に一致したやり方で、自らの領域内で運航する航空サービスに対するテロ攻撃に対して全ての国家の市民や国民の安全を保護する責任を負っていることを断言する。

2. 全ての国家が、それが何処で起ころうとも、国際人権法と国際人道法を含む国際法に従って、国際的な民間航空に対して行われたテロ攻撃に対して自らの市民や国民の安全を保護する利益を有していることもまた断言する。

3. 1944年12月7日にシカゴで結ばれた、国際民間航空に関する条約（シカゴ条約）の付属書17（保安）は、締約国が、違法な妨害行為に対して民間航空を守るための規則、手順および手続を策定しまた実施しそしてそのような措置が、安全上のあらゆる増加した脅威に対処するため迅速に対応する能力を有していることを確保するものとするを規定していることに留意し、そしてシカゴ条約の付属書17が、違法な妨害に対して国際民間航空を守るための追加の基準、それに対して締約国が、シカゴ条約に従って従うものとする、を確立していることに、そしてシカゴ条約の付属書17がまた、推奨手順を規定していること、そして基準と推奨手順の両方が、その効果的な実施に関する詳細な指針により支援されていることに更に留意する。

4. 全てのそのような措置が、継続して見直されそして絶え間なく進化している地球規模の脅威の様相に対処するため順応させられることを確保する ICAO の活動を歓迎しまた支援し、そして ICAO に対し、その職務権限の範囲内で、現場での効果的な実施を通して国際的な航空の安全基準の遵守を確立するためのその取組を継続しまた強化すること、並びにこれに関連して加盟国を支援することを求める。

5. 全ての国家に対し、その国際的な安全上の基準が見直されそして民間航空を標的としているテロリストにより与えられる脅威に効果的に対処するため順応させられることを確保するため ICAO の範囲内で活動すること、付属書 17 の ICAO 基準と推奨手順の効果的な適用を強化しまた促進すること、そしてその実施を支援するための監査、能力開発および訓練計画を強化し続けるため ICAO を支援することを求める。

6. 全ての国家に対し、民間航空に対するテロリストの脅威を防止しそして対抗するための自らの取組の一部としてまた関連する国際的な法的文書と枠組文書に一致して行動して、以下のことを行うことを更に求める。

(a) 民間航空に対するテロ攻撃を探知しそして抑止するためまた当該措置が絶え間なく進化している脅威の様相を反映しそして ICAO 基準と推奨手順に従っていることを確保するため定期的に且つ徹底的にそのような措置を見直した評価するため、審査、セキュリティ・チェックおよび施設のセキュリティを高めることを通したものを含めて、効果的な、リスクに基づく措置が自らの管轄権の範囲内の空港に整っていることを確保する。

(b) これらの措置が、必要な資源の提供、効果的な品質管理と監視プロセスの使用および民間航空に関与した全ての組織内での効果的なセキュリティ文化の促進を通したものを含めて、継続的且つ持続的に現場で効果的に実施されることを確保するためあらゆる必要な措置を講じる。

(c) 当該措置が、攻撃の計画立案においてまたは実施においてテロリストを支援する可能性のある地区、知識または情報に対する特権的アクセスをもったものの潜在的な役割を考慮することを確保する。

(d) ICAO または国内の自己リスク評価若しくは監査過程により強調される可能性のあるあらゆる

るギャップまたは脆弱性に緊急に対処する。

(e) セキュリティ審査手続を強化しそして爆発物およびその他の脅威を探知する能力を最大化する新技術と革新的な技術の促進、利用および共有、並びにセキュリティ・チェック技術を策定することに関する協力および共同作業並びに経験の共有を強化することを最大化する。

(f) 航空の安全に関する対話に更に関与しそして脅威、リスクおよび脆弱性に対処する具体的な措置について共同作業することによりまた二国間を基礎として自国領域間の便の安全について相互援助を促進することにより、可能な範囲まで、それらについて、情報を共有することにより協力する。

(g) 自国領域内で運航している航空会社が、民間航空機を用いた、諸決議 1267 (1999)、1989 (2011) および 2253 (2015) に従った委員会により指定された個人の、自国領域からの出発、または入国の試み若しくは自国領域を通った通過を探知するため適切な国家当局に対し事前の乗客情報を提供することを要求する。

7. そのようにすることができる国家に対し、上に定められた成果、とりわけ第6項(b)および第6項(e)を達成することを全ての国家に可能にするため必要とされる場合、効果的且つ対象を特定した能力開発の提供、訓練およびその他の必要な資源、技術援助、技術移転および計画を支援することを促す。

8. 全ての国家に対し、外国人テロ戦闘員や帰還者により与えられた脅威により良く対処するため、情報共有、国境管理、法執行および刑事司法を強化するためにその国際的なまた地域的な協力を強化することを求める。

9. 全ての国家に対し、全てのその関連する国内部局、機関およびその他の組織が、航空の安全の問題について緊密且つ効果的に協働することを確保することを促す。

10. 航空の安全に関連したギャップと脆弱性を特定することについて ICAO とテロ対策事務局 (CTED) との間の継続した協力を奨励し、航空の安全の分野における技術援助の提供と能力構築を促進するため ICAO とテロ対策履行タスクフォースとの間の協力もまた歓迎し、そして ICAO およびテロ対策委員会並びに CTED との間の緊密な協力を奨励し、そして CTED に対し、全ての関連する CTED 活動および

報告、とりわけ国別評価、における航空の安全に対処するため ICAO との活動を続けることを要請する。

11. テロ対策委員会 (CTC) に対し、民間航空に対するテロの脅威の問題について ICAO と協力して、12 か月以内に、特別会合を開催することを要請し、そして ICAO の事務局長と CTC の委員長に対し、12 か月の時の経過の後でこの会合の成果について安保理に説明することを招請する。

12. この問題に引き続き取り組むことを決定する。